

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 四月 二十二日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はまだ内科・循環器内科クリニック	下関市貴船町二丁目一七	令和 八年 五月 一日
きど整形外科クリニック	山口市宮野下字西仁江田九三四番一二	〃
メモリークリニック周南	周南市桜木三丁目五十七	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 四月 二十二日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はらだペインクリニック	宇部市東須恵二二九七一	令和 八年 四月 一日
松村内科医院	防府市南松崎町五番二〇号	〃







健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 四月 二十二日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
わかば薬局	山口市大内長野一五六九一―一五	令和 八年 四月 一日
クローバー薬局	山口市阿知須一九八―七	〃
さくら薬局	山口市後河原四七―二	〃
クローバー薬局	下松市大手町二―六―一―一	〃
クローバー薬局そお店	岩国市周東町祖生五七―一八―八	〃
車町薬局	岩国市車町二―二―四―五	〃
くまげ薬局	周南市呼坂八三八―一	〃
クローバー薬局	山陽小野田市中川六一六六六二	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら薬局	大島郡周防大島町大字土居横田七六四―四	令和八年四月一日
周東薬局	熊毛郡平生町平生村七六五―二	〃